

東京都難病・がん患者 就業支援奨励金のご案内

奨励金の概要

最大90万円を支給します

申請期間は裏面をご確認ください！

① 採用 奨励金

難病やがん患者を、治療と仕事の両立に配慮して、新たに雇入れ、就業継続に必要な支援を行う事業主に奨励金を支給します。

主な要件 ※この他にも要件があります

- ・難病・がん患者を週所定労働時間 **10時間以上**の労働者（就労継続支援A型事業所利用者として雇用される者は除く。）として新たに雇入れたこと。
- ・雇入れ時に、労働者と話し合いを行い、治療と仕事の両立に向けて、就業時に必要な配慮事項を定めた支援計画書を策定のうえ、その計画に基づき合理的な範囲内で必要な配慮を行い、6か月以上雇用を継続したこと。
- ・雇入れた労働者が東京都内の事業所に勤務していること。

支給金額 ・雇入れ時の週所定労働時間20時間以上 **：60万円／人**
・雇入れ時の週所定労働時間10時間以上20時間未満 **：40万円／人**

② 雇用継続 助成金

難病やがんの発症等により休職した労働者を、治療と仕事の両立に配慮して復職させ、就業継続に必要な支援を行う **中小企業事業主** に助成金を支給します。

主な要件 ※この他にも要件があります

- ・週所定労働時間が **20時間以上** で継続的に雇用されている労働者（就労継続支援A型事業所利用者として雇用されるものは除く。）が、発症等により **連続して10日間以上** 休職した後、週所定労働時間 **10時間以上** で復職したこと。
- ・復職時に、労働者と話し合いを行い、治療と仕事の両立に向けて、就業時に必要な配慮事項を定めた支援計画書を策定のうえ、その計画に基づき合理的な範囲内で必要な配慮を行い、6か月以上雇用を継続したこと。
- ・復職した労働者が東京都内の事業所に勤務していること。

支給金額 ・復職時の週所定労働時間20時間以上 **：60万円／人**
・復職時の週所定労働時間10時間以上20時間未満 **：40万円／人**

③ 制度導入 加算

上記の「採用奨励金」又は「雇用継続助成金」の申請に併せて、対象となる労働者の雇入れ時又は復職時に、治療と仕事の両立に配慮した勤務・休暇制度などを新たに導入する場合、助成金を加算します。

※この他にも要件があります

支給金額 ・上記「採用奨励金」又は「雇用継続助成金」に加算して、
1 制度導入で **10万円、最大30万円**

※このチラシの内容は、令和5年4月1日以降に雇入れ又は復職した場合に適用されます。
それより前に雇入れ又は復職した場合については、改正前の内容が適用されます。

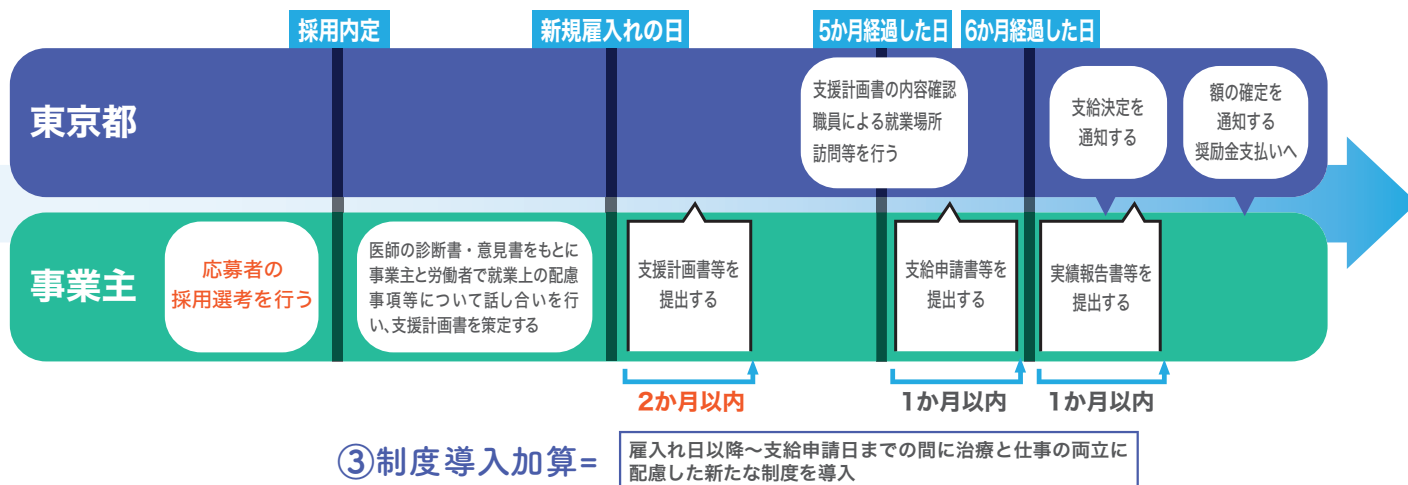
詳細は、東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYOはたらくネット」の
当奨励金ページをご覧ください。

https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/shogai/josei/nan_gan/

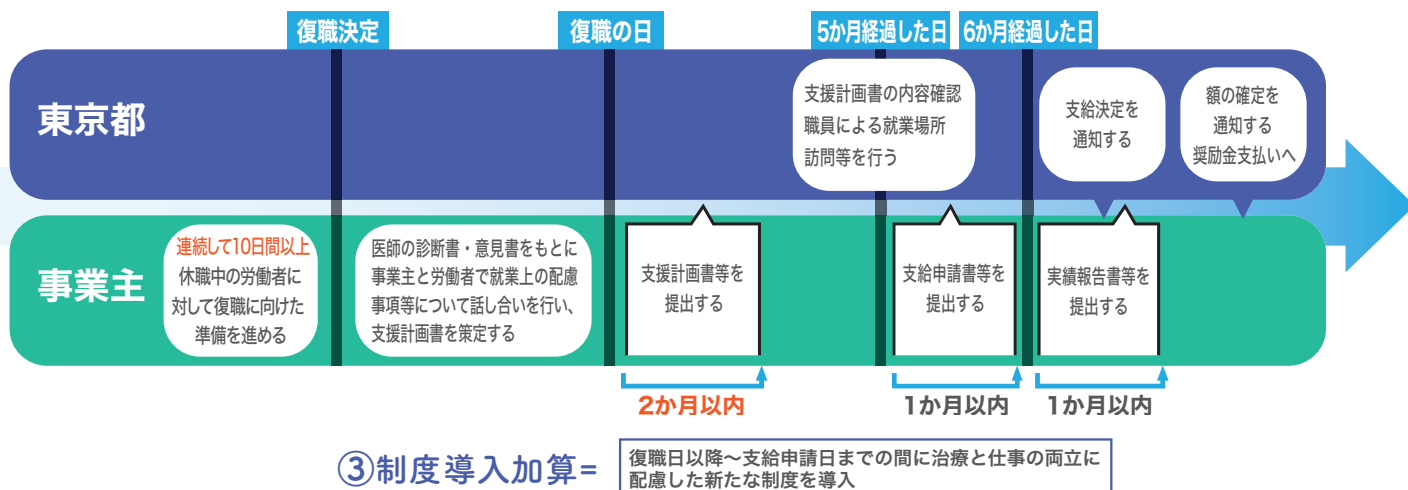
申請の流れ

各申請期間をご確認ください!

①採用奨励金の場合



②雇用継続助成金の場合



支給対象となる難病・がん疾患、対象事業主・労働者の要件や申請に必要な書類等の詳細や、申請方法等は以下のホームページをご覧ください（申請様式等ダウンロード可）。

東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYOはたらくネット」
https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/shogai/josei/nan_gan/

問 合 せ

平日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く）
 東京都産業労働局 雇用就業部 就業推進課 障害者雇用促進担当
 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎21階北側
 tel：03-5320-4663（代）

